

おたんじょう
おめでとう

2月末までの災害出動状況

	平成30年	平成29年
火災	2件	2件
救急	196件	207件
救助	5件	5件
その他	18件	11件

2月末までの町内交通事故発生状況

	平成30年	平成29年
人身	9件	7件
物損	268件	168件
死者	0名	0名

ごめいふくをお祈りします

3月15日(木)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成30年2月末現在

人口	16,417人 (前月比 - 75)
男子	8,366人 (前月比 - 39)
女子	8,051人 (前月比 - 36)
世帯数	9,060世帯 (前月比 - 71)
うち外国籍住民	1,587人 (前月比 - 61)

訴訟や調停はどの裁判所にも
起こせるの？



倶知安ひまわり
基金法律事務所
弁護士渡邊 恵介
☎ 21-6228
www.kutchan-himawari-lawoffice.com

消防署からのお知らせ

春の全道火災予防運動

4月20日～4月30日

統一標語 『火の用心 ことばを形に 習慣に』

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎え、町民の火災予防思想について一層の普及を図り、火災の防止と犠牲者の発生および財産の損失を防ぐことを目的としています。

最近では、札幌市の共同住宅において男女11人が死亡する火災が発生しています。こういった惨事を防ぐため、日頃から寝たばこをしない、火を使うときはそばから離れない、住宅用火災警報器を設置するなど火災予防に努めましょう。

まちの事件簿

地域安全ニュース

主な事件

- ▽暴行事件の発生
路上での口論から発展し暴力を受ける暴行事件がありました。
- ▽器物損壊事件の発生
宿泊施設、商業施設、車両のガラスが割られる器物損壊事件が3件ありました。
- ▽窃盗(万引き)事件の発生
スポーツ用品店やスーパーで陳列中の商品が盗まれる事件が2件ありました。

交通事故

▽2月2日、町道の十字路交差点において、前方不注意のまま右折進入したことから対向車と衝突する事故が発生しました。

▽2月18日、町道の十字路交差点において、一時停止標識を見落とし、一時停止せずに交差点内に入ってきたことから、右方から来た車両と出合い頭衝突する事故が発生しました。

裁判所の手続きを利用するとき、どの裁判所に申立てを行う必要があるのでしょうか。もし遠方の裁判所を利用しなければならない場合、費用や時間、労力の点で大変な負担となることからこれは重要な問題です。ある事件をどの裁判所で行うかどうかの定めを管轄といい、法律により定められています。

例えばAさんがBさんに対し、C市で起きた交通事故に関する損害賠償請求の訴訟を提起する場合、Aさんの住所地、Bさんの住所地、C市を管轄する裁判所のいずれの裁判所にも提起することができます。

Bさんの住所地と提起された裁判所が遠い場合、Bさんは基本的に遠い裁判所に行かなければなりません。弁論準備手続という手続に付された場合など、裁判所が認めたときは電話会議システムで参加することもあります。

AさんがBさんを相手に離婚調停を申し立てる場合、基本的にBさんの住所地の裁判所に申立てをしなければなりません。

Aさんの住所地と裁判所が遠い場合、先程の電話会議システムが用いられることもあります。また、経済的理由から遠方の裁判所に行く交通費などを支出することが困難な場合、本来の管轄裁判所とは異なるけれどもAさんの住所地の裁判所に申立てを行い、裁判所の裁量で認めてもらうこともあります。

現在の制度では、どの裁判所が管轄裁判所となるかどうかは、当事者の負担に大きく影響します。ITの発達に伴い、当事者に負担のかからない裁判制度とすることが望まれます。

公民館からのお知らせ

公民館文化講座

本年度も各種講座を用意しています。新しく何かを始めたいとお考えの方、お気軽に参加ください。

寿大学／町内の65歳以上の方を対象に設置した進んで学ぶ「総合大学」

手当の名称	3月まで	4月から
児童扶養手当(全部支給)	42,290円	42,500円
児童扶養手当(一部支給)	42,280円 ～9,980円	42,490円 ～10,030円
特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
経過的福祉手当	14,580円	14,650円

行政相談について

住民の皆さんの行政に対する苦情や意見、要望をお聞きします。役所や特殊法人などの仕事についてお困り

狩猟免許の取得経費補助

町は、農作物の被害防止のため有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許を新

■相談内容/年金、福祉、道路、登記、郵便・貯金、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービスなど

■定例行政相談所
日時/4月21日、6月16日、8月18日、10月20日、12月15日、2月20日の13時30分～16時

■場所/公民館研修室
住民環境課生活安全係
☎ 56-8005

無料包丁研ぎ(1人二本まで)

倶知安技能士会が奉仕活動の一環として行います。

■日時/4月8日(日)9時～10時受付

■場所/中小企業センター1108
回同会事務局 ☎ 22-1108

献血にご協力

平成30年度の移動献血車来町予定は次のとおりです。

実施日	献血場所	受付時間
4月18日(水)	ようてい農業協同組合 倶知安厚生病院	9:00～11:30 13:00～16:30
6月28日(木)	倶知安町役場	9:00～11:45、13:00～16:30
8月23日(木)	後志総合振興局	9:00～11:45、13:00～15:30
9月5日(水)	ようてい農業協同組合 倶知安厚生病院	9:00～11:30 13:00～16:30
10月23日(火)	倶知安町役場	9:00～11:45、13:00～16:30
12月14日(金)	後志総合振興局	9:00～11:45、13:00～15:30
3月7日(木)	倶知安町役場	9:00～11:45、13:00～16:30

りことや、意見をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。※相談無料、秘密厳守

■相談員/山品 幸子(やましな ゆきこ) ☎ 22-0851
池田 寿恵子(いけだ すえこ) ☎ 22-1722

■対象条件/倶知安町の住民基本台帳に記録のある方

・猟友会に入会し、町が行う鳥獣捕獲に5年間従事する方

・町税に滞納のない方

■補助対象経費/狩猟免許試験申請手数料など

■補助金額/補助対象経費の10分の8
農林課畜産林政係
☎ 56-8010

消費者コーナー

倶知安消費者協会

「相談室から」
この一年間もさまざまな苦情や問い合わせを受けました。インターネットや携帯電話、郵便を利用した通信販売や各サイトに関わる苦情として、注文した品と実物が違ったことや架空請求など、相手の顔が見えないだけに解決後もスッキリしない気持ちが残ります。甘い言葉やもうけ話にはご注意ください。

■対象条件/倶知安町の住民基本台帳に記録のある方

■免許の種類/第一種銃猟免許、わな猟免許

■対象条件/倶知安町の住民基本台帳に記録のある方

・猟友会に入会し、町が行う鳥獣捕獲に5年間従事する方

・町税に滞納のない方

■補助対象経費/狩猟免許試験申請手数料など

■補助金額/補助対象経費の10分の8
農林課畜産林政係
☎ 56-8010

児童扶養手当等の額改定

4月1日から手当額が次のとおり改定されます。

②散歩の際は必ずリードを装着する
③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
④犬がいなくなった時はすぐに役場に連絡をする
⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに
住民環境課環境対策室
☎ 56-8008

です。毎年多くの生徒が入学し、座学や宿泊旅行などを通して、学びの輪・仲間づくりの輪を広げています。

※いずれも詳しくは本号折込チラシをご確認ください

献血にご協力
平成30年度の移動献血車来町予定は次のとおりです。

倶知安消費者協会総会のご案内

日時/4月2日(月)10時30分～12時
場所/町文化福祉センター中ホール
議事/平成29年度各報告、平成30年度計画・予算(創立50年行事を含む)

町民を消費者被害から守るための行動や行事など、皆さんの協力を得て頑張っていくために、ご意見やご要望などをお出しください。皆さんの参加をお待ちしています。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522